沖縄労働局登録教習機関

(一社) 沖縄県労働基準協会

(登録番号第104号、登録有効期間:令和11年3月31日)

# 労働安全衛生法に基づく

# 『玉掛け技能講習』のご案内



時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、吊り上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務に従事する場合、労働安全衛生法第61条及び同法施行令第20条の規程により、「玉掛け技能講習」を修了した有資格者でなければ、その業務に従事することができません。

つきましては、当協会において標記技能講習を下記のとおり開催致しますので、この機会に貴事業場の該当労働者に資格を修得していただきたくご案内申し上げます。

記

1.日 時:(学科) 令和6年8月 13日(火) 9:00~17:00

14日(水) 9:00~17:00

(実技) 15日(木) 8:30~18:30

2. 講習会場: 【学科】 宮古建設会館 (下里 1199-12)

【実技】先嶋建設(株)多目的広場 (※宮古総合実業高等学校グラウンド向かい)

3. 受講料: 一部免除有 26, 150円

(消費税 10%込、内受講料 24,500 円、テキスト代 1,430 円、傷害保険料 220 円)

及び 免除無 28, 150円

(消費税 10%込、内受講料 26,500 円、テキスト代 1,430 円、傷害保険料 220 円)

定員数 20名(定員に達した場合、キャンセル待ちでご案内)

4. 申込方法: ①当協会所定の受講申込書(ホームページからダウンロード又は各支部窓口にて配布)

及び ②写真1枚(4cm×3cm)

必要書類 ③受講料

④受講者本人確認書類:自動車運転免許証、保険証等

(代理人が提出する場合は4のコピー)

上記4点を各支部窓口にて提出・お支払いください。(郵送・振込可)

※講習一部免除となる小型移動式クレーン技能講習修了証、床上操作式クレーン技能講習修 了証、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士免許をお持ちの方はいずれかの コピーを持参し各支部窓口にて提出してください。

- 外国人受講者の受講にあたっての必要提出書類(事前にお問い合わせください。)
  - ①言語能力に関する確認書(当協会所定)
  - ②在留カードのコピー
- 6. 申込期限: 令和6年7月30日(火) 16:00まで
  - ※仮予約をされている方は、申込期限までに必要書類の提出、受講料の入金をしてください。 申込期限までに提出・支払いの確認ができなかった場合はキャンセルとさせていただきます。

7. 申込場所:(一社)沖縄県労働基準協会

宮古支部 電話(0980) 73-1455 平良字下里 986-1

8. 振込にて支払を希望される場合(※振込手数料は、申込者負担となります。)

お振込みにて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。(上記申込期限までにお願いします)

振込み金融機関一覧 (口座名 一般社団法人 沖縄県労働基準協会)

琉 球 銀 行 本店 (普)№922287

沖縄銀行 本店 (普) No.2206632

沖縄海邦銀行 本店 (普)№782-875

郵 便 局 17080-12738811

沖縄県農業協同組合本店 (普) 4951

# 9. 注意事項

- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。<u>講習規定により遅刻、早退、欠席をした場合は講習時間不足となり、</u> 修了証の交付が出来ませんのでご注意下さい。
- ・受講料は原則、払戻ができかねますのでご了承下さい。尚、病気等やむを得ない(業務都合を除く)事由での取消・欠席の場合はお早めにご連絡ください。宮古支部(0980)73-1455
- ・講習中は、携帯電話等の使用はできません。電源を OFF にするかマナーモードにしてください。
- 車は指定された場所へ駐車してください。
- ・学科・実技とも筆記用具・計算機(√付)・テキスト(学科当日に配布)を必ずご持参ください。
- 実技には、作業に適した服装(作業服、ヘルメット、安全靴、革手袋等)で臨んで下さい。
- 雨天の場合も実技講習は実施します。雨天時は雨ガッパ等を必ずご準備下さい。
- 本講習会は修了証の即日交付には対応しておりませんのでご了承ください。
- 講習会当日の受付時に本人確認の為、本人確認書類(運転免許証等)をご提示いただきます。

# 玉掛け技能講習日程表

### 学 科:宮古建設会館

	8:40 ~ 8:50	8:50 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	休憩	10 : 10 ~ 11 : 40	昼食	12:40 ~ 14:10	休憩	14:20 ~ 15:20	休憩	15:30 ~ 17:00	
8月13日(火)	10	10	60	10	90	60	90	10	60	10	90	10
	受付	開講	クレーン等に 関する知識 (1 時間)	休憩	クレーン等の玉掛けに必要な 休 クレーカ学に関する知識(3 時間) 憩					7レーン等の玉掛けの方法 (2.5/7 時間)		事務連絡
			講師:平良隆					講師:平良 敏夫				
14日 (水)	8 : 40 ~ 8 : 55		9:00 ~ 10:30	休憩	10:40 ~ 12:10 食		13 : 10 ~ 14 : 40	休憩	14:50 ~ 15:50	休憩	16 : 00 ~ 17 : 00	
	15		90	10	90 60	)	90	10	60	10	60	
	受 付		※前日の続き クレーン等の玉掛けの方法(4.5/7 時間)				休憩	関係法令 (1 時間)	休憩	(1001-0)		
	•	ົນ	講師:平良 敏夫					,::\	基準協力	会		

# 実 技:先嶋建設(株)多目的広場(※宮古総合実業高等学校グラウンド向かい)

	8:10 ~ 8:20	8:20 ~ 8:25	8:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00 (60)	13:00 ~ 16:30	16:30 18:30
	10	5	210	昼食	210	120
15日 (木)	受 付	開講式	クレーン等の クレーン等の運転	実技修了試験 (2 時間)		
講師:福里 治・塩川 昇						

# 玉掛け技能講習

講習科目の一部免除該当者及び科目

証明する	1	◎クレ デリッ 所持者
コピーの 提出 →		◎床上 移動式
	<u> </u>	(当該資
ж 📥		0 7 4
※ 申		◎安全
明 <b>◆</b> ■		衛則3
*** <b>- -</b>		$\sim 34$

2

講習科目一部免除該当者 ◎クレーン運転士、移動式クレーン運転士、 ノク運転士、揚貨装置運転士等の免許

-操作式クレーン運転技能講習、小型 パクレーン運転技能講習修了者。

資格を証明する写しを添付すること。)

科目及び時間

【学科】「クレーン等の玉掛けに 必要な力学に関する知識」

【実技】「クレーン等の運転のた めの合図し

# は代表者印のこと(会社印不可

≧衛生施行令第20条第6号等又は安 36条の6条もしくは15から17条 の業務に6月以上従事した経験を有する 者。

◎鉱川保安法第2条第2項等に規定する鉱 山においてクレーン等の運転の業務に1カ 月以上従事した経験を有する者。

【実技】「クレーン等の運転のた めの合図し

# (必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記 入して事業主の証明を受ける事。)

◎クレーン、移動式クレーン、デリック、 又は揚貨装置で吊り上げ荷重又は制限荷重 が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に 3 6か月以上従事した経験を有する者。

【学科】「クレーン等の玉掛けの 方法」の一般的作業方法(1時

(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記 入して事業主の証明を受ける事。)

【実技】「クレーン等の玉掛け」 の基本作業(2時間)

◎吊り上げ荷重1トン未満のクレーン、移 動式クレーン、デリックの玉掛けの業務に 6か月以上従事した経験を有する者。

【実技】「クレーン等の運転のた めの合図し

(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記

入して事業主の証明を受ける事。)

## ◎安全衛生施行令第20条第6号

つり上げ荷重が五トン以上のクレーン(跨(こ)線テルハを除く。)の運転の業務

# ◎安衛則36条の6条もしくは15から17条

- 6 条 制限荷重五トン未満の揚貨装置の運転の業務
- 15条 次に掲げるクレーン(移動式クレーン(令第一条第八号の移動式クレーンをいう。以下同じ。) を除く。以下同じ。) の運転の業務
  - イ つり上げ荷重が五トン未満のクレーン
  - ロ つり上げ荷重が五トン以上の跨(こ)線テルハ
- 16条 つり上げ荷重が一トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 17条 つり上げ荷重が五トン未満のデリックの運転の業務

### ◎鉱山保安法第2条第2項等に規定する鉱山

この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、 当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。



